



調査票の記入のしかた

調査票を記入する前に、本書をよくお読みください。

- ◆ 本調査は令和元年10月1日現在で行う調査です。
- ◆ 調査票は、貴社の企業全体について記入する「企業調査票」と、貴社に属する事業所ごとについて記入する「事業所調査票」があります。「事業所調査票」は、事業所単位の調査ですので本社事業所を含む事業所ごとに記入してください。
なお、企業票については、企業グループ全体ではなく**企業単体の数、企業単体の金額など**を記入してください。
- ◆ インターネットで回答する前には、同封の『インターネット回答利用ガイド』を必ずお読みください。
- ◆ 調査票の提出期限は、10月18日（金）までとなっております。ご多用のところ恐れ入りますがよろしくお願ひいたします。
- ◆ 調査票には、名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されている場合があります。これらは、ご回答の負担を少しでも軽くするため、「平成28年経済センサス - 活動調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆ 調査票の回答内容について、後日、おたずねする場合があります。

記入上の注意点

- 調査票には、黒色のペン又はボールペンで濃く・はっきりと記入してください。
(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。)
- 記入した内容を訂正する場合は、二重線で消して修正してください。

目	次
1.企業調査票の記入のしかた	
【09】企業調査票 第1面	1
【09】企業調査票 第2面	17
2.事業所調査票の記入のしかた	
【10】 【11】事業所調査票 第1面(共通項目)	23
【10】事業所調査票（卸売業、小売業）第1面	25
【10】事業所調査票（卸売業、小売業）第2面	27
【11】事業所調査票（建設業、サービス業）第1面	33
参考1 事業所とは	36
参考2 事業所の区切り方について	37

1. 企業調査票の記入のしかた 【09】企業調査票 第1面

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名及び電話番号を記入してください。

フリガナ 記入者氏名	トウケイ ショウジ 統計 強
部署名	経営企画部
電話番号	(03) 9876 - 4322 (内線: 0676)

① 名称及び電話番号 <ul style="list-style-type: none"> 印字されている内容に変更がある場合は二重線で消して修正してください。 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。 	フリガナ ① トウケイ ショウジ 正式名称 (有) 統計商店 株式会社 統計商事 通称名 電話番号(代表) ② 郵便番号 162-0066 都道府県名 東京都 市区町村名 新宿区 町丁・字・番地・号 ③ 若松町3丁目2番1号 ④ 若松第3ビル 1階
② 所在地 <ul style="list-style-type: none"> 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 企業本所の所在地を記入してください。 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。 	① 個人経営 ② 株式会社 有限会社 相互会社 ③ 合名会社 合資会社 ④ 合同会社 ⑤ 会社以外の法人 会社 法人
③ 経営組織 <ul style="list-style-type: none"> 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。 会社以外の法人・財団・団体法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等 	13桁の法人番号を記入してください。 12桁のマイナンバー(個人番号) は絶対に記入しないでください。
④ 法人番号 <ul style="list-style-type: none"> 指定されている法人番号13桁を記入してください。 不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト(国税庁法人番号公表ウェブサイト)により確認できます。 	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
⑤ 企業全体の常用雇用者数及び支所等数 <ul style="list-style-type: none"> 工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。 	常用雇用者数 ⑤ 50 人 海外(現地法人は除く) 支所等数 ⑥ 3 事業所 0 事業所
⑥ 企業全体の主な事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> 印字されている場合、内容に変更あれば、二重線で消して修正してください。 『調査票の記入のしかた』3~6ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。 	(1) 主な事業の内容 ⑦ 居酒屋 (2) 生産品、取扱商品又は営業種目 ⑧ やきとり ⑨ ビール ⑩ 刺身

6 企業全体の主な事業の内容

- ⑦ 「(1) 主な事業の内容」の記入にあたっては、3~6ページの記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
- 支所・支社・支店を含めた企業全体の主な事業内容を記入してください。
企業全体の主な事業の内容は、会社の定款に記載されているものとは関係なく、実際に行っている主な事業について記入してください。
 - 複数の事業を行っている場合は、平成30年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額が最も多い事業を記入してください。
 - 商品の販売、賃貸等を行っている場合は、主に何を販売しているか、又は何を賃貸しているかがわかるように記入してください。
- ⑧ 「(2) 生産品、取扱商品又は営業種目」には、「(1) 主な事業の内容」について、具体的な生産品、取扱商品、サービスの営業内容などを売上(収入)金額の多いものから3項目記入してください。(記入例は3~6ページを参照してください。)

1 名称及び電話番号

- ① 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の場合は登記上の名称）を記入してください。
・正式名称に変更がある場合には、「フリガナ」欄にも変更後の正式名称を**カタカナ**で記入してください。英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についても**フリガナ**を記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。

2 所在地

- ② 本所・本社・本店等で固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。
③ 番地・号については、例えば「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。
例) ○ 若松町3丁目2番1号
○ 若松町3丁目2-1
× 若松町3-2-1
④ 本所・本社・本店等がビルなどの中にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と入居している階（マンションの場合は、号室まで）**を記入してください。

5 企業全体の常用雇用者数及び支所等数

⑤ 常用雇用者数

- 令和元年10月1日現在で、支所・支社・支店を含めた企業全体の常用雇用者数を国内と海外（現地法人を除く）に分けて記入してください。
- 常用雇用者がいない場合は「0」と記入してください。

※ 企業グループ全体ではなく企業単体の数を記入してください。

- 《常用雇用者とは以下のいずれかに該当します》
- 雇用契約期間を定めずに雇用している人（定年まで雇用される場合を含む。）
 - 1か月以上の期限を定めて雇用している人

⑥ 支所等数

- 令和元年10月1日現在で所有する、本所・本社・本店以外の支所・支社・支店、営業所、工場、出張所などの事業所数を国内と海外（現地法人を除く）に分けて記入してください。
- 国内と海外のいずれか一方だけに「支所・支社・支店」がある場合には、もう一方の「支所・支社・支店」数は「0」と記入してください。
- 支所等には、支所・支社・支店だけでなく、工場、営業所、出張所、配送センター、海外駐在員事務所などのほか、従業者のいる倉庫や管理人のいる寮なども含めます。ただし、建築現場や建設業における現場事務所は支所には含めません。詳しくは、36ページの「事業所とは」をお読みください。

《以下については「支所・支社・支店」に該当しませんので、「支所数等」には含めません》

フランチャイズ・チェーンなどの加盟店

- フランチャイズ方式の加盟店など、経営者が本部の経営者と別の場合（ただし、加盟店経営者が複数の店舗を所有している場合は、その所有している店舗は、加盟店の経営者にとっては、「支所・支社・支店」となります。）

消化仕入（売上仕入）

- 百貨店やスーパーマーケットなどの中にある消化仕入れをしている売場

子会社・関連会社

- 子会社や海外現地法人、関連会社などのグループ企業の事業所

その他

- ATMやコインランドリーなどの無人の店舗
- ボランティアなど無給の従業者のみで事業を行っている場合
- 建築現場や建設業における現場事務所など

6 企業全体の主な事業の内容

◆ 飲食サービス業の場合

- 特定の料理を提供している場合は、提供している飲食料品の種類
がわかるように「天ぷら料理店」、「イタリア料理店」、「中華料理店」、「焼肉店」、「そば・うどん店」、「すし店」、「ハンバーガー店」などのように記入してください。
- 単に「飲食業」、「飲食店」、「レストラン」のみ記入しないようにしてください。
- 客の注文に応じてその場で調理しているのか、作り置きの商品を販売しているのか、その旨を記入してください。
- 店内（フードコート含む）で飲食が可能か又は持ち帰り専門か若しくは配達専門かがわかるように記入してください。
- 各種の料理を提供している場合は、「一般食堂」、「大衆食堂」、「ファミリーレストラン（各種料理）」などのように記入してください。
- 主として酒を提供している場合は、「居酒屋」、「バー」、「キャバレー」、「ナイトクラブ」などのように記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
天ぷら料理店	① 天ぷら ② 刺身 ③ ビール
持ち帰りすし店 (注文を受けて調理)	① にぎり ② 海鮮丼 ③
ピザの宅配 (注文を受けて調理)	① ピザ ② パスタ ③ グラタン
一般食堂	① 日替わりランチ ② カレーライス ③ 親子丼

◆ 商品を販売している場合

- 調理済み弁当などを小売している場合は、「〇〇の小売（調理済み）」と記入してください。
- 取り扱っている商品名と、卸売か小売かの別を記入してください。
- 自ら製造を行わず、下請業者に製造（加工）させて、この事業所（自社）の製品として卸売している場合は、「〇〇の卸売」と記入してください。
- 主に各種食料品を小売している場合は、「各種食料品の小売」と記入し、店の種類（コンビニエンスストア、スーパーなど）を付け加えてください。
- 商品を製造して小売している場合は、「〇〇の製造小売」と記入してください。
- 店舗を持たず、専らカタログ、テレビ、インターネット等の通信販売により、商品を小売している場合は、「〇〇の通信販売（無店舗）」と記入してください。
- 製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造小売」などと、どちらが主な方がわかるように記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
弁当の小売 (調理済み)	① からあげ弁当 ② 幕の内弁当 ③ しょうが焼き弁当
パソコン等の機械器具の卸売	① パソコン ② プリンター ③ コピー機
各種食料品の小売 (コンビニエンスストア)	① 弁当 ② 飲み物 ③ 菓子
婦人服の通信販売 (無店舗)	① 婦人服 ② 婦人靴 ③

◆ 物品を製造（加工）している場合

- 何を作っているのか（生産品の名称）、何から作っているのか（材料）、製品の用途、製造の方法などがわかるように記入してください。
- 機械器具やプラスチック製品などを製造している場合は、その用途を記入してください。
- 製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造卸売」などと、どちらが主な方がわかるように記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
革製手袋の製造	① ゴルフ用 ② 野球用 ③ 防寒用
魚肉加工による練り製品の製造	① かまぼこ ② ちくわ ③ ソーセージ
電化製品用 プラスチック製品の製造	① テレビ用キャビネット ② 電話機筐体 ③ 電気掃除機筐体
電子デバイス 製造	① 集積回路 ② 液晶パネル ③

◆ 物品の修理を行っている場合

- 何を修理しているかがわかるように記入してください。
- 同種商品の販売を兼ねている場合は、その旨を記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
自動車の整備・小売	① 自動車の整備 ② 自動車の小売 ③

◆ 土木・建築・設備工事を行っている場合

- 建築物の種類や工事の内容がわかるように記入してください。
- 工事の内容については、建築物や土木施設の工事全体を行うか、そのうちの一部の工事を請け負っているか、プレハブ工法で行うかなどがわかるように記入してください。
- また、一部の工事を請け負っている場合は、請負内容を記入してください。
- 土木工事を行っている場合は、舗装工事か、それ以外の工事がわかるように記入してください。
- 住宅設備機器等の施工を行っているほか、それらの販売も行っている場合は、どちらが主な方がわかるように記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
木造住宅の建築の一式 請負	① 木造住宅 ② ③
道路などの舗装工事の一式請負	① 道路の舗装 ② 駐車場の舗装 ③
風呂などの住宅設備機器の卸 売及び取付工事(卸売が主)	① 風呂の浴槽 ② システムキッチン ③ 洗浄機付きトイレ
建物の外壁の吹付塗装	① オフィスビル ② マンション ③ モルタル住宅

◆ 倉庫の場合

- 低温装置を施した倉庫を所有している場合は、その旨を記入してください。
- 店舗、工場などの自家用の倉庫の場合は、その店舗、工場などの主な事業の内容と自家用の倉庫であることがわかるように記入してください。
- 単に「物流」、「ロジスティクス」のみ記入しないようにしてください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
倉庫業	① 冷蔵倉庫 ② トランクルーム ③
△△工場の自家用倉庫 (飲料用アルミ缶の製造)	① 清涼飲料水用 ② ビール用 ③

◆ 不動産に関する事業を行っている場合

- 不動産の種類（住宅、事務所、店舗、土地など）のほか、これらについて売買しているか、賃貸しているか又はそれらの代理・仲介をしているかがわかるように記入してください。
- マンションの管理を請け負っている場合は、「マンションの管理」と記入してください。
- ビルなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転、その他維持管理を行っている場合は、「ビル総合管理」、「建物の清掃・保守」などのように記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
アパート・マンションの 賃貸の仲介	① アパート ② マンション ③ 一戸建て住宅
マンションの管理	① マンション ② ③
ビル総合管理	① 施設の清掃 ② 空調設備の点検 ③
駐車場業	① コインパーキング ② 駐車場の管理 ③

◆ 運輸事業の場合

- 運送手段の種類（自動車、軽自動車、オートバイ、鉄道、航空機、船舶など）と運送する対象（人、物）、特定荷主の運送などかがわかるように記入してください。
- 貨物利用運送業の場合は、第一種利用運送業か第二種利用運送業かわかるように記入してください。
- 貨物(荷物)取次業の場合は、取次店か代理店かわかるように記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
乗合バスによる旅客の 運送	① 路線バス ② 定期観光バス ③
トラックによる貨物宅配便 (第一種利用運送業)	① 食品 ② ③

◆ 協同組合の場合

- 協同組合の種類（農業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合など）のほか、協同組合が行っている事業の内容を記入してください。
- 協同組合の事業所で单一事業を行っている場合は、その事業（営農センター、共同選果場、ガソリンスタンドなど）を記入してください。
- 信用事業又は共済事業のほかに購買事業、販売事業、経営・技術指導等を行っている場合には、必ず信用事業又は共済事業を記入し、さらに行っている他の事業を記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
信用、共済、購買 を行う農協	① 信用 ② 共済 ③ 購買
農業資材販売	① 肥料 ② ③
金融業務	① 窓口業務 ② ③

6 企業全体の主な事業の内容

◆ 労働者（人材）の派遣などを行っている場合

- 「労働者派遣」、「職業紹介業」又は「業務請負」のいずれかがわかるように記入してください。
- なお、「業務請負」の場合は、請け負っている内容がわかるように記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
労働者派遣業	① 事務員 ② ソフトウェア開発 ③
職業紹介業	① 営業スタッフ ② 事務スタッフ ③
業務請負	① 自動車(新車)塗装請負 ② 携帯電話組立請負 ③

◆ 宗教活動を行っている場合

- 宗教活動を行う事業所は、仏教系、神道系、キリスト系などの種類がわかるように記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
宗教活動(仏教系)	① ② ③

◆ 宿泊施設の場合

- 施設の種類がわかるように、「旅館」、「ホテル」、「簡易宿泊所」、「カプセルホテル」、「ユースホステル」などと記入してください。
- 民宿の場合は、営業許可の種類（旅館・ホテル・簡易宿泊所）を記入してください。
- 民泊の場合、「住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業」、「国家戦略特別区域法に基づく外国人滞在施設事業」、「旅館業法に基づく簡易宿所」のように、どの法律に基づく民泊かがわかるように記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
ホテル	① 結婚式 ② 宿泊 ③ レストラン
民宿	

◆ 病院、医院などの場合

- 専門の科名と病床数を記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
○○診療所(病床数 15)	① 内科 ② 小児科 ③

◆ 手技などによる施術を行っている場合

- 主に療術を行う場合は、施術の内容がわかるように記入してください。
- 主に美容・瘦身を目的とするエステティック業の場合は、「エステティック業」、「エステティックサロン」などと記入してください。
- 主に心身の緊張を弛緩させるための手技による施術を行う場合は、「リラクゼーション業（手技を用いるもの）」と記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
ヘッドセラピー (心身の緊張を弛緩)	① ヘッドセラピー ② ③
エステティック業	① 美顔 ② 瘦身 ③ アロマオイルトリートメント
リラクゼーション業 (手技を用いるもの)	① 手技によるボディケア ② 手技によるフットケア ③ 手技によるハンドケア

◆ 保険を扱っている場合

- 扱っている保険の種類（生命保険、火災保険など）がわかるように記入してください。
- 代理店の場合は、その旨を記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
生命保険業	① 生命保険 ② ③
保険代理店	① 生命保険 ② 自動車保険 ③

◆ 研究所の場合

- どのような内容の研究を行っているかがわかるように記入してください。
- 製品（商品）の開発試験を行っている場合は、その研究内容を記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
○○研究所	① 経済学 ② 社会学 ③
○○研究所	① 抗がん剤 ② ③

◆ 福祉事業を行っている場合

- 児童福祉、老人福祉、障がい者福祉など、サービスを提供する対象がわかるように記入してください。
- また、施設の種類がわかるように記入してください。
- 1箇所で、複数の施設を経営している場合は、主な施設の種類がわかるように記入してください（同じ場所であっても、他者が経営している事業所は除きます。）。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
老人デイサービスセンター	① デイサービス ② 訪問介護 ③ 居宅介護支援
介護老人保健施設	① 療養 ② リハビリ ③
グループホーム (障がい者を対象)	① 生活支援 ② ③
高齢者複合福祉施設	① 特別養護老人ホーム ② 認知症老人グループホーム ③ 老人デイサービス

◆ 学校、塾などの場合

- 洋裁学校、外国語学校などの場合は、専修学校又は各種学校の認可を得ているか否かの区別がわかるように記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
外国語学校（専修学校）	① 英語 ② フランス語 ③ スペイン語

◆ 認定こども園の場合

- 認定こども園の場合は、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」があり、その類型がわかるように記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
幼保連携型認定こども園	① 教育・保育・子育て支援 ② ③

◆ 墓石の製造販売で卸売及び小売を行っている場合

- 墓石の製造販売で卸売と小売の両方を行っている場合は、どちらが主な方かがわかるように記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
墓石の製造小売	① 墓石の小売 ② ③

◆ 広告業を行っている場合

- 広告を行う事業所は、「広告業」又は「広告代理業」と記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
広告業	① テレビ広告 ② 新聞広告 ③ 雑誌広告

◆ 広告の制作のみを行っている場合

- どのような広告を制作しているかがわかるように「折込広告制作業」、「新聞広告制作業」、「テレビコマーシャル制作業」、「広告デザイン制作業」などのように記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
新聞広告制作業	① 新聞 ② 雑誌 ③

◆ 設計業を行っている場合

- 土木・建物の設計か、機械の設計か、何の設計を行っているかが分かるように記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
建設設計監理業	① 設計監理 ② ③

◆ パチンコ景品交換所の場合

- パチンコ景品交換所の場合は、景品の種類を（2）に記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
パチンコ景品交換所	① 金地金 ② ③

◆ 本社などで、管理事務を行っている場合

- 主として企業全体や配下の支所の管理事務を行っている場合は、「管理事務」と記入するとともに、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業の内容を記入してください。

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目
管理事務 (自動車製造)	① 自動車 ② ③

7 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- ⑧欄「企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」以降はできる限り「税込み」で記入してください。（ただし、「税込み」で記入できない場合には、「税抜き」で記入してください。）
- 「税込み」か「税抜き」について、選択した記入方法を1つ〇で囲んでください。

8 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目「会社などの場合」

- この項目は、「損益計算書」をもとに記入してください（各項目の内容は、下表を参照してください。）。
- ※ 会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

項目	会社		会社以外の法人
	金融業・保険業以外	金融業・保険業	
①売上（収入）金額	<ul style="list-style-type: none"> 農業・林業・漁業による事業収入額、鉱產品売上高、製造品売上高、加工販収入額、卸売・小売売上高、医業収入額、サービス営業収入（収益）額、完成工事高等、会社の事業活動によって得た収入額を記入してください。 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収益・事業収益等、事業活動によって得た収入額のほか、別会計で経理する事業収入がある場合は、その事業収入も含めて記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収益を記入してください。 <p>※「宗教」については、宗教法人法第6条第2項に規定する公益事業以外の事業に係る収入（例：駐車場収入、借地・借家等の収益事業の収入）を記入してください。喜捨、お布施、献金、玉串料などは含めません。</p>
②費用総額（売上原価+販売費及び一般管理費）	<ul style="list-style-type: none"> 売上（収入）金額に対応する費用総額（売上原価+販売費及び一般管理費）を記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常費用等、事業活動を行うためにかかった費用を記入してください。 	
③うち売上原価	<ul style="list-style-type: none"> 費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価とは会社の主たる事業活動による収益を獲得するために直接かかった原価部分で、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など（売上原価に含まれるもの）の合計になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 記入不要です。 	
④給与総額	<ul style="list-style-type: none"> 売上原価（人件費、製造原価に含まれる労務費）、販売費・一般管理費に含まれるもの記入してください。 別経営の事業所（企業）に出向・派遣している従業者に支給している給与を含めます。 役員（非常勤を含む）及び従業者（臨時雇用者を含む）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与（賞与引当金繰入額を含む）、労務費、給与、賞与（賞与引当金繰入額を含む）、手当、賃金等）の総額を記入してください。ただし、退職金は含めません。 		
⑤福利厚生費（退職金を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 当該期間に支払うべき事業主負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。 		
⑥動産・不動産賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 端末機を含むコンピュータの賃借料も含めます。 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。 		
⑦租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）はここに含めます。 法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。 		

記入上の注意

- 平成30年1月から12月までの1年間について記入してください。
- ※ 平成30年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成30年を最も多く含む決算期間について記入してください。
- ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 連結の金額ではなく企業単体の金額を記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。

⑦ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- ⑧欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。
※選択した記入方法を○で囲んでください。

⑧ 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 平成30年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額について記入してください(この期間で記入できない場合は、平成30年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)
- 『調査票の記入のしかた』7、8ページを参照して記入してください。
- 「③経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 - ・「①売上(収入)金額」: 経常収益を記入
 - ・「②費用総額」: 経常費用を記入
 - ・「③うち売上原価」: 記入不要
 - ・「主な費用項目」: 各欄に記入

① 税込み ② 税抜き

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額					5	5	0	0	0	0.000	
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)					5	4	6	1	0	0.000	
③ うち売上原価					3	3	6	4	5	0.000	
主な費用項目	④ 紙与総額					1	8	6	3	0	0.000
	⑤ 福利厚生費(退職金を含む)								3	3	5 0.000
	⑥ 動産・不動産賃借料									1	5 0.000
	⑦ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)									1	5 0.000

8 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目 「学校法人の場合」

- この項目は「事業活動収支計算書」をもとに記入してください。(各項目の内容は、下表を参考にしてください。)

項目	学校法人
① 売上(収入)金額	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動収支計算書のうち、教育活動収支及び教育活動外収支に係る事業活動収入(学生生徒等納付金、手数料、寄付金、経常費等補助金、付随事業収入、雑収入、受取利息・配当金、その他の教育活動外収入)を記入してください。
② 費用総額 (売上原価+販売費及び一般管理費)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動収支計算書のうち、教育活動収支及び教育活動外収支に係る事業活動支出(人件費、教育研究経費、管理経費、徴収不能額等、借入金等利息、その他の教育活動外支出)を記入してください。
③ うち売上原価	<ul style="list-style-type: none"> ・記入不要です。
④ 紙与総額	<ul style="list-style-type: none"> ・役員(非常勤を含む)、教員(非常勤含む)、職員(非常勤を含む)に対して支払った所得税、保険料等を控除する前の報酬、本俸、期末手当及びその他の手当並びに賞与引当金繰入額を記入してください。 ・ただし、退職金は含めません。 ・別経営の学校などに出向・派遣している教員・職員に支給している給与を含めます。
⑤ 福利厚生費 (退職金を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該期間に支払うべき事業主負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。
⑥ 動産・不動産賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ・経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
⑦ 租税公課 (法人税、住民税、事業税を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ・税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ・収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。 ・法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されている場合は、その内訳が、「⑥ 企業全体の主な事業の内容」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。**なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの内訳について、金額を記入してください。**

- 9 企業全体の事業別売上(収入)金額**
- 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』9~14ページを参照してください。
 - ⑧欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)
 - 金額で記入できない場合は、⑧欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)
 - 「③経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上(収入)金額							又は割合(%)			
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入											0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入											0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額											0,000
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)											0,000
⑤ 小売の商品販売額											0,000
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)											0,000
⑦ 不動産事業の収入											0,000
⑧ 物品販貸事業の収入											0,000
⑨ 飲食サービス事業の収入 ◆							5	5	0	0	0
⑩ 医療、福祉事業の収入											0,000
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入											0,000
⑫ 運輸、郵便事業の収入											0,000
⑬ 金融、保険事業の収入											0,000
⑭ 宿泊事業の収入											0,000
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入											0,000
⑯ 教育、学習支援事業の収入											0,000
⑰ 情報通信事業の収入											0,000
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入											0,000
⑲ 上記以外のサービス事業の収入											0,000
合 計							⑧欄①の売上(収入)金額				1 0 0

9 企業全体の事業別売上(収入)金額

- 以下の例示を参考に、⑧欄「企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」の中の「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)
- ⑨欄の合計金額は⑧欄の「①売上(収入)金額」と一致します。
 - ※ 当該項目に該当する場合は○、他の項目に該当する場合は×としています。
 - ※ 金額で記入した場合は、割合を記入する必要はありません。

①農業、林業、漁業の収入

動植物の飼育・栽培、材木の育成、林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業の収入

- 飼育・栽培から製造加工販売まで一貫して行った場合の収入
- 農業、林業、漁業に直接関係するサービス業務（「果樹の選果・選別」、「木材集材」作業の請負など）
- 農業に直接関係するサービス業務（農作業の受託、庭園造り、花壇の手入れなど）
- 造園、庭園の植樹、庭園・花壇の手入れ
- もやし、かいわれ等工場栽培による野菜の生産
- 農作物の害虫駆除
- 農畜産物の生産（もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む）
- 林産物の生産（立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産）
- 林業に直接関係するサービス業務（造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕など）
- 水産動植物の養殖
- 漁業に直接関係するサービス業務（網の設置、養殖場での餌まき業務の受託）
- × 他の事業所から購入した農産物、林産物、水産物を使用して、製造、加工を行っている場合の収入
⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 土木工事を伴う公園造成に関する収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入」

②鉱業、採石、砂利採取事業の収入

- 鉱物の採掘、採石、砂利を採取する事業、又は選鉱その他の品位向上処理に関する事業の収入
- 採掘現場での破碎・粉碎
 - 砂、砂利、玉石等を採取（採石）して販売する場合の収入
 - × 採掘された岩石の破碎・粉碎を採石現場以外で行った場合
⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」

③製造品の出荷額・加工賃収入額

製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業の収入

- 自己の製造した製品の出荷額
- 製造事業所が他（国内事業所）に原材料を支給し製造させた委託生産品の出荷額
- 製造事業を行っている事業所において、自己の所有する原材料又は製品を他の企業に支給して完成品まで作らせ（委託生産）、自己の名称で出荷した場合の収入
- 発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入（製造品の加工賃収入）
- 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールに関する収入があり、製造する設備・能力を有する場合
- 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入
- × 製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合 ⇒「⑤小売の商品販売額」
- × 自ら製造を行わず、自己の所有する原材料を下請け工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で販売した場合の収入 ⇒「④卸売の商品販売額」
- × 他社の製品を仕入れて、又は、自社の他事業所から製品を受け入れてそのまま販売（転売）した場合の収入
⇒「④卸売の商品販売額」

④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）

購入した商品を別の業者に販売する事業の収入

- 他の者から購入した（仕入れた）商品をその性質や形状を変えないで、小売事業所、他の卸売事業所や他事業の事業所に販売した場合の販売額
- 他の事業所のために、卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料
- 自ら製造を行わず、自己の所有する原材料を下請け工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で販売した場合の収入
- パチンコ景品交換所が、卸売事業所等に特殊景品を販売した場合の販売額
- × 製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合 ⇒「⑤小売の商品販売額」

⑤小売の商品販売額

商品を個人や家庭に販売する事業の収入

- 仕入れた商品又は製造した商品を、主として家庭用消費者に販売した場合の販売額
- この事業所内で製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額（菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人用又は家庭用消費のためにその場で直接販売）
- 調剤薬局の医薬品販売
- × 販売商品に関する修理工料、修理を専業としている場合の収入 ⇒「⑯上記以外のサービス事業の収入」
- × 再販業者への販売額 ⇒「④卸売の商品販売額」
- × 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売した場合の販売額
⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」

9 企業全体の事業別売上（収入）金額

⑥建設事業の収入（完成工事高）

建設工事を行う事業の収入

- 土木工事、建築工事（リフォームを含む）、設備工事（電気工事、電気通信工事、管工事など）
- 自己建設による土地の造成、建物の建設
- × 測量や建設工事のコンサルタント、設計、監理⇒「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × プラントエンジニアリング事業⇒「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 自己建設によらない土地分譲、建設建売事業⇒「⑦不動産事業の収入」

⑦不動産事業の収入

土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業の収入

- 不動産売買（自己建設によるものを除く）
- 不動産賃貸・管理（土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など）
- 不動産売買・賃貸の仲介業務
- × 不動産鑑定事業 ⇒「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸⇒「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 公民館など社会教育施設の賃貸⇒「⑯教育、学習支援事業の収入」
- × 展示会場、集会場などの賃貸⇒「⑯上記以外のサービス事業の収入」
- × 下宿業 ⇒「⑭宿泊事業の収入」
- × 倉庫業 ⇒「⑫運輸、郵便事業の収入」
- × ビルメンテナンス業 ⇒「⑯上記以外のサービス事業の収入」
- × 自己建設による不動産取引収入 ⇒「⑥建設事業の収入」

⑧物品賃貸事業の収入

- リース、レンタル事業（産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょう、福祉用具など）
- × 映画配給事業 ⇒「⑯情報通信事業の収入」
- × リネンサプライ事業（シーツ、ベッドカバーなど）⇒「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × コインロッカー等、一時的に物品を預かる事業
⇒「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑨飲食サービス事業の収入

- 客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業の収入
- レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス
 - 居酒屋、スナック、バーなどアルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業
 - 注文に応じて調理した料理品の販売（持ち帰りすし、持ち帰り弁当など）
 - 配達飲食サービス（宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど）
 - × 調理済みの飲食料品の販売 ⇒「⑤小売の商品販売額」

⑩医療、福祉事業の収入

医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業の収入

- 医療サービス及びこれに附帯するサービス（歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど）
- 保健衛生事業（健康相談事業、消毒事業、水質検査事業など）
- 社会保険事業（公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など）
- 児童福祉事業（保育所、児童養護施設など）
- 介護事業（老人ホーム、通所介護事業、訪問介護事業など）
- 障がい者福祉事業
- 社会福祉施設における宿泊施設の収入

⑩医療、福祉事業の収入（続き）

- 住居のない要保護者の世帯に対する宿舎提供施設など
- 保育所、認定こども園（保育所型）、認定こども園（地方裁量型）
 - ※ 認定こども園（保育所型）及び認定こども園（地方裁量型）における幼児教育の収入は、まとめて医療、福祉事業の収入とします。
- × 調剤薬局の医薬品販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 建物の消毒及び害虫駆除 ⇒ 「⑯上記以外のサービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」
- × 獣医業 ⇒ 「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 水質汚濁測定分析（環境計量証明） ⇒ 「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 幼保連携型認定こども園、認定こども園（幼稚園型） ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
 - ※ 幼保連携型認定こども園及び認定こども園（幼稚園型）における保育の収入は、まとめて教育、学習支援事業の収入とします。

⑪電気、ガス、熱供給、水道事業の収入

各エネルギーの供給などを行う事業の収入

- 電力事業の収入（電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益）
- 自家発電の電力販売
- ガス事業の収入（ガス売上、託送供給収益）
- 地域冷暖房事業
- 下水道処理施設維持管理業
- × 電気製品の販売店 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 ⇒ 「⑯上記以外のサービス事業の収入」
- × 電気工事、給排水設備工事 ⇒ 「⑥建設事業の収入」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の小売販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の卸売販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額」
- × かんがい用水供給 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

⑫運輸、郵便事業の収入

旅客や貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業の収入

- 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業
- 倉庫業（普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む）
- 運輸に附帯するサービス（港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店・宅配の取次ぎ、梱包業、運輸施設提供業、水先業、検数・検量業など）
- 運輸施設の利用収入
 - × 運転代行 ⇒ 「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
 - × 自動車駐車場 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」
 - × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り ⇒ 「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑬金融、保険事業の収入

資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業の収入

- 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関
- 金融商品取引業、商品先物取引業
- 補助的金融業（信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など）
- 保険業（保険代理業、損害査定業を含む）

9 企業全体の事業別売上（収入）金額 （続き）

⑭宿泊事業の収入

宿泊場所を提供する事業の収入

- 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、学生寮、キャンプ場の宿泊サービス
※ 宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて宿泊事業の収入とします。
- リゾートクラブ事業
- ✗ 社会福祉施設が行う宿泊事業 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
- ✗ 貸家業、貸間業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」

⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入

個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業の収入

- 洗濯・理容・美容・浴場事業（リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む）
- 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像業、運輸代行業など
- 衣服修理業（個人持ちの材料の縫製）
- 食品販加工業（個人持ちの材料の加工）
- 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業
- 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業（入園料、使用料など）
- ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など
- D P E（現像・焼付・引伸）の取り次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料
- 家事代行サービス
- ✗ 理容学校・美容学校（各種学校） ⇒ 「⑯教育、学習支援事業の収入」
- ✗ スポーツ・健康教授業 ⇒ 「⑯教育、学習支援事業の収入」
- ✗ 倉庫業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」

⑯教育、学習支援事業の収入

社会教育や教養・技能などを教授する事業の収入

- 社会教育事業（公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など）
- 職業教育事業
- 学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など）
- 幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園（幼稚園型）、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業
※ 幼保連携型認定こども園及び認定こども園（幼稚園型）における保育の収入は、まとめて「⑯教育、学習支援事業の収入」とします。
- ✗ テーマパーク、スポーツ施設提供事業（陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど）
⇒ 「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- ✗ 他の分類（「附属病院（医療）」、「小売の商品販売額」、「不動産事業」など）に該当する事業の収入
- ✗ 附属病院における医業収入 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
- ✗ 附属研究所における収入 ⇒ 「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- ✗ 保育所、認定こども園（保育所型）、認定こども園（地方裁量型） ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
※ 認定こども園（保育所型）及び認定こども園（地方裁量型）における幼児教育の収入は、まとめて教育学習支援事業の収入とします。

⑰情報通信事業の収入

情報の制作、加工、伝達、情報の処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業の収入

- 通信サービス（電話、無線、インターネット接続など）
- 通信に附帯するサービス（携帯電話の契約、解約に関する手数料など）
- 放送サービス（受信料、テレビ放送時間の販売収入など）
- 映画、テレビ番組などの制作、配給
- 新聞、書籍の発行

⑯情報通信事業の収入（続き）

- 広告制作（印刷物にかかる広告制作、テレビコマーシャル）
- ニュース供給（通信社のニュース供給など）
- ソフトウェア事業（受注ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など）
- 情報処理サービス（データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など）
- 各種調査（市場調査、世論調査など）
- 情報提供サービス（不動産情報、気象情報など）
- ポータルサイト・サーバ運営業務（インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む）
- ウェブコンテンツ配信（映像、音楽、ゲームソフト配信など）
- インターネット利用サポート業務（電子認証、課金・決済代行、セキュリティサービスなど）
- サーバハウジング、サーバホスティング
- × 広告代理業、インターネット広告業 ⇒ 「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 新聞、書籍等の印刷業務 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × デザイン、コピーライター ⇒ 「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 携帯電話の販売代金 ⇒ 「④卸売の商品販売額」又は「⑤小売の商品販売額」
- × 情報を記録したディスク等の複製・製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」

⑰学術研究、専門・技術サービス事業の収入

学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業の収入

- 研究、製品開発事業
- 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス
- デザイン、機械設計業
- 著述家、芸術家業（作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など）
- 広告事業（広告代理業など総合的な広告サービスの提供）
- 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業
- 経営コンサルタント事業
- 持株会社における子会社の管理業務（子会社からの配当金、グループ経営指導料など）
- プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス
- × 広告制作業（印刷物、テレビコマーシャルなど）⇒「⑯情報通信事業の収入」
- × サンプル配布、ポスティング業 ⇒ 「⑯上記以外のサービス事業の収入」
- × 写真現像事業 ⇒ 「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 船積貨物の検数業、検量業、船積貨物鑑定業 ⇒ 「⑯運輸、郵便事業の収入」

⑱上記以外のサービス事業の収入

- 廃棄物処理事業（ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など）
- 自動車整備事業
- 機械等修理事業（機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など）
- 職業紹介・労働者派遣事業
- 建物サービス事業、警備事業
- 事業所サービス事業（コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布、速記・複写、集金事業など）
- 多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場などの施設を運営する事業
- 建物の消毒及び害虫駆除
- 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体の寄付金
- 協同組合の賦課金
- 会費収入
- × 観光協会 ⇒ 「⑯運輸、郵便事業の収入」
- × プラントメンテナンス ⇒ 「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」

記入上の注意

- 平成30年1月から12月までの1年間について記入してください。
- ※ 平成30年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成30年を最も多く含む決算期間について記入してください。
- ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

10 商品売上原価 ● ⑨欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」に記入がある場合に記入してください。	※平成30年1月から12月までの商品売上原価(年間商品販売額に対する仕入原価)を記入してください。商品売上原価は、年初在庫額+当年仕入額-年末在庫額により計算してください。(万円未満四捨五入) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>十兆</th><th>兆</th><th>千億</th><th>百億</th><th>十億</th><th>億</th><th>千万</th><th>百万</th><th>十万</th><th>万</th><th>円</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0,000</td></tr> </table>												十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円											0,000																											
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																			
										0,000																																																			
11 初年初及び年末商品手持額 ● ⑨欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」に記入している金額が最も多い場合に記入してください。	※平成30年の年初及び年末現在(記入困難な場合は、最寄りの決算日・棚卸日)で記入してください。(万円未満四捨五入) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>十兆</th><th>兆</th><th>千億</th><th>百億</th><th>十億</th><th>億</th><th>千万</th><th>百万</th><th>十万</th><th>万</th><th>円</th></tr> <tr> <td colspan="10">年初商品手持額</td><td>0,000</td></tr> <tr> <td colspan="10">年末商品手持額</td><td>0,000</td></tr> </table>												十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	年初商品手持額										0,000	年末商品手持額										0,000																
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																			
年初商品手持額										0,000																																																			
年末商品手持額										0,000																																																			
12 設備投資の有無及び取得額 ● 平成30年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ● 中古品は含めません。	※取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>①設備投資を行った</td> <td>→</td> <td>②設備投資を行わなかった</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td colspan="10">有形固定資産 (土地を除く)</td> <td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td colspan="10">無形固定資産 (ソフトウェアのみ)</td> <td>2</td><td>5</td><td>0</td><td>0,000</td> </tr> </table> <p>※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。</p>												①設備投資を行った	→	②設備投資を行わなかった										有形固定資産 (土地を除く)										5	0	0	0,000	無形固定資産 (ソフトウェアのみ)										2	5	0	0,000									
①設備投資を行った	→	②設備投資を行わなかった																																																											
有形固定資産 (土地を除く)										5	0	0	0,000																																																
無形固定資産 (ソフトウェアのみ)										2	5	0	0,000																																																
13 自家用自動車の保有台数 ● 業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車両も含めます)。	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">(1)貨物自動車</td> <td colspan="3">(2)乗用自動車</td> <td colspan="3">(3)バス</td> </tr> <tr> <td>0</td><td>台</td> <td></td> <td>6</td><td>台</td> <td></td> <td>6</td><td>台</td> <td></td> </tr> </table> <p>※人員輸送のみの使用は除きます。</p>												(1)貨物自動車			(2)乗用自動車			(3)バス			0	台		6	台		6	台																																
(1)貨物自動車			(2)乗用自動車			(3)バス																																																							
0	台		6	台		6	台																																																						
14 土地、建物の所有の有無 ● それぞれ該当する番号を○で囲んでください。	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>土地</td> <td>①ある</td> <td>②ない</td> <td>建物</td> <td>①ある</td> <td>②ない</td> </tr> </table> <p>※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。</p>												土地	①ある	②ない	建物	①ある	②ない																																											
土地	①ある	②ない	建物	①ある	②ない																																																								
会社のみ記入 15 資本金等の額及び外国資本比率 ● 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="10">(1) 資本金又は出資金、基金の額</td> <td colspan="2">(2) うち外国資本比率</td> </tr> <tr> <td>十兆</td><td>兆</td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>円</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">5 0 0 0 0,000</td> <td colspan="2">(万円未満四捨五入)</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: right;">0 . 0 % (小数点第2位四捨五入)</td> </tr> </table>												(1) 資本金又は出資金、基金の額										(2) うち外国資本比率		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円			5 0 0 0 0,000										(万円未満四捨五入)		0 . 0 % (小数点第2位四捨五入)											
(1) 資本金又は出資金、基金の額										(2) うち外国資本比率																																																			
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																			
5 0 0 0 0,000										(万円未満四捨五入)																																																			
0 . 0 % (小数点第2位四捨五入)																																																													
16 決算月 ● 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。	※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>3</td><td>月</td> <td>(</td> <td>月</td> <td>)</td> </tr> </table>												3	月	(月)																																												
3	月	(月)																																																									

10 商品売上原価

- ⑨欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」に記入がある場合に記入してください。
- 商品売上原価は、年初在庫額(期首商品棚卸高) + 当年仕入額(当期商品) - 年末在庫額(期末商品棚卸高)により計算してください。

15 資本金等の額及び外国資本比率

- ③欄「経営組織」が「会社」の場合のみ記入してください。
- 調査日(令和元年10月1日)現在で記入してください。
- 「うち外国資本比率」には、貴社の発行株式総数又は出資金額に占める外国投資家による所有株式総数又は出資金額の割合を記入してください。外国資本が含まれない場合は、「0.0」%と記入してください。

●記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

11 年初及び年末商品手持額

- ⑨欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」に記入している金額が最も多い場合に記入してください。
- 平成30年年初及び年末現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品額を記入してください。平成30年年初及び年末現在によることが困難な場合は、最寄りの決算日又は棚卸日現在により記入してください。
- 営業用倉庫及び他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品、あるいは買い入れた商品が輸送中又は売手の手元にある場合、また、試用販売のため、一般家庭などで試用中の商品なども商品手持額に含めます。
- 他の企業から販売を委託されている商品（受託品）は商品手持額に含め、他の事業所へ販売を委託している商品（委託品）は商品手持額に含めません。なお、受託品の手持額の評価は、販売価格から手数料を差し引いた価格によります。

12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産（土地を除く）」には、平成30年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - ・ 有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産（売買取引と同様の会計処理をしたもの）をいいます。
 - ・ 建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」には、平成30年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、平成30年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - ・ 建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・ 店舗併用住宅の居住用部分
 - ・ 中古品

13 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車（いわゆる白ナンバー（軽自動車を含む。））のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。
【自動車の種類】

貨物自動車	: 貨物の輸送に使用する自動車をいいます。 人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
乗用自動車	: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
バ　ス	: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地、建物の所有の有無

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

1. 企業調査票の記入のしかた 【09】企業調査票 第2面

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

17 サービス収入の内訳

第1面の⑧欄「①売上(収入)金額」について、その内訳を『分類表』の中から金額の多い順に選び、第1位から第30位までの欄にその分類番号、サービスの種類及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)

金額で記入できない場合は、第1面の⑧欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	サービスの種類	売上(収入)金額							又は割合(%)	
			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	
第1位	0 9 0 0 1	店舗内飲食サービス(給食サービス除く)						5	0	0	0,000
第2位	0 9 0 0 2	持ち帰り飲食サービス							5	0	0,000
第3位											0,000
第4位											0,000
第5位											0,000
第6位											0,000
第7位											0,000
第8位											0,000
第9位											0,000
第10位											0,000
第11位											0,000
第12位											0,000
第13位											0,000
第14位											0,000
第15位											0,000
第16位											0,000
第17位											0,000
第18位											0,000
第19位											0,000
第20位											0,000
第21位											0,000
第22位											0,000
第23位											0,000
第24位											0,000
第25位											0,000
第26位											0,000
第27位											0,000
第28位											0,000
第29位											0,000
第30位											0,000

17 サービス収入の内訳

- 調査票第1面の⑧欄 「①売上（収入）金額」に記入した売上高の内訳について、**同封の『分類表』から、売上高の上位30位の分類の「分類番号」、「サービスの種類」及び「売上（収入）金額」を記入してください。**
- 金額での記入ができない場合は、**第1面の⑧欄 「①売上（収入）金額」を100（%）とした割合（小数点以下四捨五入）**で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

18 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

第1面の⑨欄の「⑧物品賃貸事業の収入」に記入のある場合は、平成30年1月から12月までの「レンタル年間売上高」、「オペレーティングリース年間契約高」、「ファイナンスリース年間契約高」(万円未満四捨五入)及び該当する物件区分の割合(小数点以下四捨五入)を記入してください。

レンタル年間売上高									
兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
									0,000

オペレーティングリース年間契約高									
兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
									0,000

ファイナンスリース年間契約高									
兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
									0,000

物件区分		レンタル 年間売上高 割合(%)	オペレーティング リース 年間契約高 割合(%)	ファイナンス リース 年間契約高 割合(%)	注:「オペレーティングリース」、「ファイナンスリース」及び「レンタル」の区分について		
産業用機械器具	産業機械				・「ファイナンスリース」 リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引(解約不能のリース取引)で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引。		
	工作機械						
	土木・建設機械						
	医療用機器						
	商業用機械・設備						
	通信機器・同関連機器						
	サービス業用機械・設備						
事務用機械器具	その他の産業用機械器具				・「オペレーティングリース」 ファイナンスリース以外のリース取引。		
	電子計算機・同関連機器(ソフトウェアを含む)						
	事務用機器						
自動車	事業者向け				・「レンタル」 リース取引以外のすべての賃借契約で、リース取引に比べて契約期間が比較的短期の取引。		
	一般消費者向け						
スポーツ・娯楽用品							
福祉用具							
その他の物品							
合 計		1 0 0	1 0 0	1 0 0			

19 業態別工事種類

第1面の⑨欄「企業全体の事業別売上(収入)金額」のうち「⑥建設事業の収入(完成工事高)」が最も多い金額である場合は、下表の中から年間ににおける完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1番目 2番目

301 土木一式工事	310 屋根工事 (311 金属製屋根工事を除く)	318 ほ装工事	326 熱絶縁工事
302 建築一式工事 (303 木造建築一式工事を除く)	311 金属製屋根工事	319 しゅんせつ工事	327 電気通信工事
303 木造建築一式工事	312 電気工事	320 板金工事	328 造園工事
304 建築リフォーム工事	313 管工事	321 ガラス工事	329 さく井工事
305 大工工事	314 タイル・れんが・ブロック工事 (315 築炉工事を除く)	322 塗装工事	330 建具工事
306 左官工事	315 築炉工事	323 防水工事	331 水道施設工事
307 とび・土工・コンクリート工事 (308 はつり・解体工事を除く)	316 鋼構造物工事	324 内装仕上工事	332 消防施設工事
308 はつり・解体工事	317 鉄筋工事	325 機械器具設置工事	333 清掃施設工事
309 石工事			

18 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

- 物件区分の内容例示については、下表を参照してください。

物 件 区 分	内 容 例 示
産業用機械器具	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械(事務用を除く)、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、铸造機械、金型など
	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)
	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、建設用足場資材、鋼矢板など
	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など
	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など
	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビなど
	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジヤー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など
事務用機械器具	鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機器(業務用)など
	電子計算機・同関連機器(ソフトウェアを含む)
	複写機、金銭登録機(レジスター)、会計機械、タイプライタ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3判未満)、エアシュータ(気送管)、シュレッダ、事務用什器、備品など
自動車	事業者向け
	一般消費者向け
スポーツ・娯楽用品	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など
	スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、スポーツ・娯楽用テント、ヨット、モーターボート、ボートなど
福祉用具	車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、腰掛便座、入浴補助用具など
	映画・演劇用諸道具、映写機、音楽・映像等のCD、ビデオ、DVD、衣しょう、本、植木、ふとん、ユニフォーム、作業服、介護ベッド、車いす、楽器、美術品、仮設住宅・トイレ、業務用テントなど

19 業態別工事種類

- **業態別工事種類の中から**、年間における完成工事高の多い順に2番目までの業態別工事種類を選んで記入してください。なお、1種類の業態別工事種類のみ施工を行っている場合は、1番目に一つだけ記入してください。
- 業態別工事種類については、**次ページの【許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示】**を参考に、該当するものを選択してください。

【許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示】

以下の表は、年間完成工事高を業態別工事種類に分類する際の目安として、「許可業種」と「業態別工事種類」との対応を示しています。併せて建設工事の内容や例示も参考としてください。

許可業種	番号	業態別工事種類	建設工事の内容や例示
土木工事業	301	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）
建築工事業	302	建築一式工事（303を除く）	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
	303	木造建築一式工事	木造建築以外
	304	建築リフォーム工事	木造建築
大工工事業	305	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事業	306	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工工事業	307	とび・土工・コンクリート工事（308を除く）	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事
	308	はつり・解体工事	はつり工事、工作物解体工事
石工事業	309	石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事業	310	屋根工事（311を除く）	屋根ふき工事
	311	金属製屋根工事	金属製屋根以外
電気工事業	312	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事業	313	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事業	314	タイル・れんが・ブロック工事（315を除く）	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、石綿スレート工事
	315	築炉工事	築炉工事
鋼構造物工事業	316	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
鉄筋工事業	317	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事業	318	ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事業	319	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事業	320	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事業	321	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事業	322	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事業	323	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事業	324	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事業	325	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事業	326	熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事業	327	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事業	328	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事業	329	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事業	330	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事業	331	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事業	332	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事業	333	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

メモ欄

2. 事業所調査票の記入のしかた 【10】【11】事業所調査票 第1面（共通項目）

- ◆「事業所調査票」は、事業所単位の調査ですので本社事業所を含む事業所ごとに記入してください。
- ◆事業所の定義の詳細については、36、37ページ「事業所とは」、「事業所の区切り方について」を参照してください。

●記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

① 事業所の名称及び電話番号		フリガナ	トウケイショウテ		ショップトウケイシンジュクテン					
<ul style="list-style-type: none"> 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 法人の場合は登記上の法人名とこの事業所の名称（店舗名等）を記入してください。 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。 		正式名称	① (有) 統計商店		(株)SHOP統計 新宿店					
		通称名	チェーンマート 新宿店							
		電話番号(代表)	(03)	9876	- 4321					
② 事業所の所在地		郵便番号	都道府県名	市区町村名						
<ul style="list-style-type: none"> 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。 		162-0066	東京都	新宿区						
		町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)							
		② 若松町3丁目2番1号	④ 若松第3ビル	2階						
③ この場所での事業所の開設時期		① 令和元年・平成31年	② 平成30年	③ 平成29年	④ 平成28年	⑤ 平成27年				
		～平成31年	～平成30年	～平成29年	～平成28年	～平成27年				
		⑥ 平成17～26年	⑦ 平成7～16年	⑧ 昭和60～平成6年	⑨ 昭和59年以前					
④ この事業所の従業者数		● 10月1日現在の従業者数を記入してください。								
区分	(1) この事業所に所属する従業者数						(2) 受入者			
	① 個人業主 個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員 個人経営以外で役員報酬を得ている人	④ 常用雇用者 無期雇用者 期限を定めず に雇用している人(定年制も含む)	⑤ 有期雇用者 (1か月以上) 1か月以上の期限を定めて雇用している人	⑥ 臨時雇用者 有期雇用者 (1か月未満、日々雇用)	⑦ 合計 [①～⑥の合計]	⑧ 送出者 [⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人]		
	男	人	人	1人	3人	1人	2人	7人	1人	人
女	人	人	1人	2人	2人	人	5人	人	人	1人

4 この事業所の従業者数

- 令和元年10月1日現在で、「(1)この事業所に所属する従業者数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「(7)合計」欄に記入してください。また、「(8)送出者」欄及び「(2)受入者」欄については、右図<事業所の従業者数の説明>を参考にしてください。

(1) この事業所に所属する従業者数	① 個人業主		<input type="checkbox"/> 企業調査票の③欄「経営組織」が「①個人経営」の場合のみ該当します。 <input type="checkbox"/> 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの1人を個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。					
	② 個人業主の家族で無給の人		<input type="checkbox"/> 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 <input checked="" type="checkbox"/> 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。					
	③ 有給役員		<input type="checkbox"/> 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 <input type="checkbox"/> 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。 <input checked="" type="checkbox"/> 無給役員は従業者には該当しません。					
	常用雇用者	④ 無期雇用者	<input type="checkbox"/> 雇用契約期間を定めずに雇用している人(定年まで雇用される場合を含む。)					
		⑤ 有期雇用者 (1か月以上)	<input type="checkbox"/> 1か月以上の期限を定めて雇用している人					
	臨時雇用者	⑥ 有期雇用者 (1か月未満、日々雇用)	<input type="checkbox"/> 1か月未満の期限を定めて雇用している人又は日々雇用している人					
	⑦ 合計		<input type="checkbox"/> 合計は必ず記入してください。 <input type="checkbox"/> 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。					
	⑧ 送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)		<input type="checkbox"/> 労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人					
	⑨ 出向		<input type="checkbox"/> 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人 <input checked="" type="checkbox"/> 同一企業内の他事業所からの出向は含めません。					
	⑩ 派遣		<input type="checkbox"/> 労働者派遣法でいう派遣労働者で、この事業所で働いている人 <input checked="" type="checkbox"/> 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。(別経営の事業所の従業者となります。)					

1 事業所の名称及び電話番号

- ① 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の名称に続けて本所・本社・本店、支店・支社・支店等の名称）を記入してください。

記入上の注意

- ✓ 「通称名」欄には屋号などを記入してください。
- ✓ フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を「通称名」欄に記入してください。
- 正式名称に変更がある場合には、「フリガナ」欄にも変更後の正式名称を**カタカナ**で記入してください。英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についてもフリガナを記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。

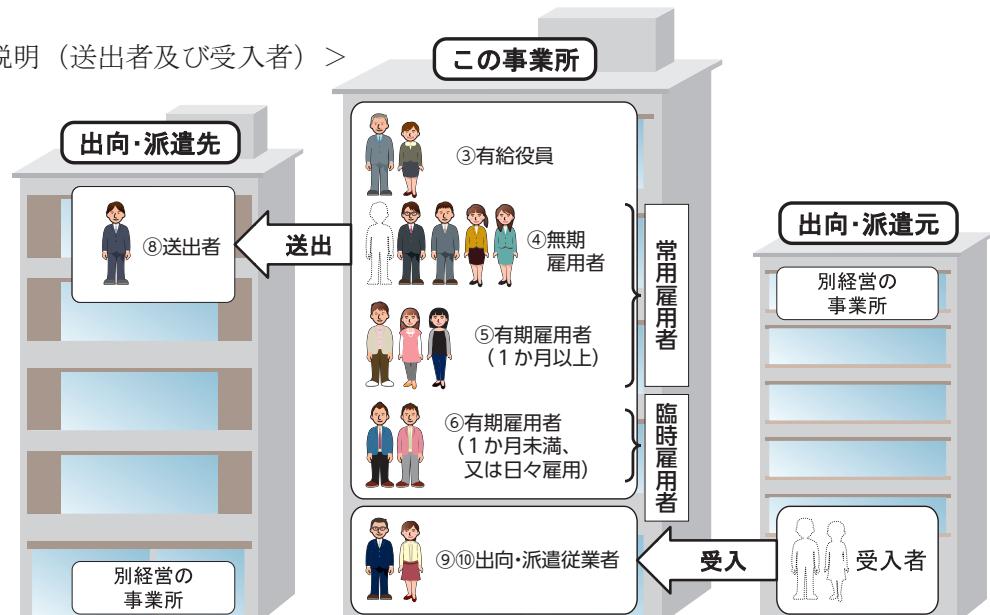
2 事業所の所在地

- ② 実際に事業を行っている所在地を記入してください。
- ③ 事業所固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ④ 番地・号については、例えば「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。
例) ○ 若松町3丁目2番1号
○ 若松町3丁目2-1
× 若松町3-2-1
- ④ ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄にそのビルの名称と入居している階（マンションの場合は、号室まで）を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「○○構内」（○○は入居先の法人名と事業所名）と記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- ⑤ 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を○で囲んでください。
- 以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。
- ・ 個人経営の事業所が株式会社になった場合
 - ・ 法人が新設（対等）合併した場合
 - ・ 法人が分割により設立された場合
 - ・ この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

<事業所の従業者数の説明（送出者及び受入者）>



※送出者と受入者の雇用関係については、給与支払いによるものとする

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

<p>5 この事業所の主な事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 印字されている場合、内容に変更ありましたら、二重線で消して修正してください。 『調査票の記入のしかた』25、26ページを参照して記入してください。 	<p>パンの製造小売</p>
<p>6 本所等の別</p> <ul style="list-style-type: none"> 本所等の別の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を一つ○で囲んでください。 一つの企業、団体に「本所・本社・本店」は一つだけです。 	<p>① 本所・本社・本店 〔 経営全体を統括している事業所 〕</p> <p>② 支所・支社・支店</p>

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。（万円未満を四捨五入してください。）
- 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されている場合は、その内訳が、「**5 この事業所の主な事業の内容**」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの内訳について、金額を記入してください。

<p>7 事業所の売上(収入)金額</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年1月から12までの1年間の売上(収入)金額について記入してください(この期間で記入できない場合は、平成30年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入) 	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>売上(収入)金額</th> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0,000</td> </tr> </tbody> </table>	売上(収入)金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円						3	0	0	0	0,000																																																																																																																																																																																																																																								
売上(収入)金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																																																																																																																																																																																																																				
					3	0	0	0	0,000																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>8 事業別売上(収入)金額</p> <ul style="list-style-type: none"> 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』25、26ページを参照してください。 ⑦欄「売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入) 金額で記入できない場合は、⑦欄「売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業別内訳</th> <th colspan="10">売上(収入)金額</th> <th rowspan="2">又は割合(%)</th> </tr> <tr> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 農業、林業、漁業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>③ 製造品の出荷額・加工販収入額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6 0 0,000</td> </tr> <tr> <td>④ 卸売の商品販賣額(代理・仲立手数料を含む)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 2 0 0,000</td> </tr> <tr> <td>⑤ 小売の商品販賣額 ◆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>⑥ 建設事業の収入(完成工事高)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>⑦ 不動産事業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7 4 0 0,000</td> </tr> <tr> <td>⑧ 物品賃貸事業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>⑨ 飲食サービス事業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9 0 0 0,000</td> </tr> <tr> <td>⑩ 医療、福祉事業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>⑫ 運輸、郵便事業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>⑬ 金融、保険事業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>⑭ 宿泊事業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>⑯ 教育、学習支援事業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 0 0 0,000</td> </tr> <tr> <td>⑰ 情報通信事業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>⑲ 上記以外のサービス事業の収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 计</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑦欄の売上(収入)金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 0 0</td> </tr> </tbody> </table>	事業別内訳	売上(収入)金額										又は割合(%)	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	① 農業、林業、漁業の収入										0,000	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000	③ 製造品の出荷額・加工販収入額										6 0 0,000	④ 卸売の商品販賣額(代理・仲立手数料を含む)										1 2 0 0,000	⑤ 小売の商品販賣額 ◆						1	0	8	0	0,000	⑥ 建設事業の収入(完成工事高)										0,000	⑦ 不動産事業の収入										7 4 0 0,000	⑧ 物品賃貸事業の収入										0,000	⑨ 飲食サービス事業の収入										9 0 0 0,000	⑩ 医療、福祉事業の収入										0,000	⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入										0,000	⑫ 運輸、郵便事業の収入										0,000	⑬ 金融、保険事業の収入										0,000	⑭ 宿泊事業の収入										0,000	⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入										0,000	⑯ 教育、学習支援事業の収入										1 0 0 0,000	⑰ 情報通信事業の収入										0,000	⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入										0,000	⑲ 上記以外のサービス事業の収入										0,000	合 计										⑦欄の売上(収入)金額											1 0 0
事業別内訳	売上(収入)金額										又は割合(%)																																																																																																																																																																																																																																																			
	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																																																																																																																																																																																																																																				
① 農業、林業、漁業の収入										0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
③ 製造品の出荷額・加工販収入額										6 0 0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
④ 卸売の商品販賣額(代理・仲立手数料を含む)										1 2 0 0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑤ 小売の商品販賣額 ◆						1	0	8	0	0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)										0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑦ 不動産事業の収入										7 4 0 0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑧ 物品賃貸事業の収入										0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑨ 飲食サービス事業の収入										9 0 0 0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑩ 医療、福祉事業の収入										0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入										0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑫ 運輸、郵便事業の収入										0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑬ 金融、保険事業の収入										0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑭ 宿泊事業の収入										0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入										0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑯ 教育、学習支援事業の収入										1 0 0 0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑰ 情報通信事業の収入										0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入										0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
⑲ 上記以外のサービス事業の収入										0,000																																																																																																																																																																																																																																																				
合 计										⑦欄の売上(収入)金額																																																																																																																																																																																																																																																				
										1 0 0																																																																																																																																																																																																																																																				

5 この事業所の主な事業の内容

- あらかじめ印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、下記の記入例や3～6ページの記入例を参考にして、具体的に記入してください。
- 主な事業の内容の記入に当たっては、複数の事業を行っている場合は、平成30年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。

【記入例1】自動車部品の卸売を行っていた事業所が、主として自動車部品の製造を行う事業所となつた場合

自動車部品の卸売　自動車部品の製造

【記入例2】調理済みの料理品の小売りを行っていた事業所が、主として注文を受けてから調理する弁当を提供する事業所となつた場合

総業の小売（調理済み）　持ち帰り弁当屋

6 本所等の別

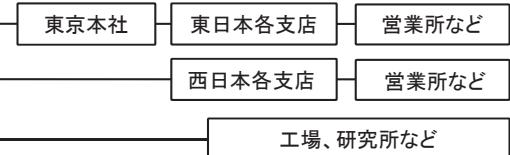
1. 本所・本社・本店

- 他の場所に、同一経営の支所等があつて、経営主体全体を統括する事業所は、「**本所・本社・本店**」となります。
- 1企業に「**本所・本社・本店**」は一つだけです。本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「**本所・本社・本店**」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。

大阪本社

2. 支所・支社・支店

- 「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「**支所・支社・支店**」となります。
- 下の例のように名称に本社とあっても、他の事業所から統括を受けていれば、「**支所・支社・支店**」となります。



- フランチャイズ・チェーン店の場合、フランチャイズ・チェーンの本部は**別経営の事業所であり**、チェーン加盟店の「**本所・本社・本店**」ではありません。
- 親会社は「**本所・本社・本店**」ではありません。

7 事業所の売上（収入）金額

- この事業所の平成30年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額を記入してください。
- 企業内取引についても市価に換算して売上（収入）金額に含めてください。
※ 平成30年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成30年を最も多く含む決算期間について記入してください。
※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 「会社以外の法人」の場合は、経常収益（事業利益）を記入してください。
- ショールームや連絡事業所などで、売上が発生しない場合は「0」を記入してください。

8 事業別売上（収入）金額

- 事業別の各内訳項目の例示については、9～14ページの「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」を参照してください。

2. 事業所調査票の記入のしかた 【10】事業所調査票（卸売業、小売業） 第2面

⑨ 年間商品販売額等

- 平成30年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成30年を最も多く含む決算期間)の商品販売額、卸売販売額に占める本支店間移動の割合及び商品販売に関するその他の収入額(商品売買に関する仲立手数料收入、販売商品に関する修理料收入)について記入してください。
- 金額は円未満を四捨五入で記入し、金額で記入できない場合は、第1面の⑧欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」と「⑤小売の商品販売額」の合計値を100%(分母)として、それぞれの項目の占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

(1) 年間商品販売額

第1面の⑧欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『分類表』の中から、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。
ただし、代理仲立手数料は、「③商品販売に関するその他の収入額」欄に記入してください。
なお、本店から支店への商品振替分などは「卸売」として記入してください。

分類番号	分類表の商品名	販売金額(年間)							又は割合(%)	
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万
5 8 6 3 1	パン(製造) (卸売・小売)					6	0	0	0.00	
5 8 9 5 1	料理品(他から仕入れたもの又は作り置きのもの) (卸売・小売)					2	4	0	0.00	
5 2 1 2 1	雑穀・豆類 (卸売・小売)					1	2	0	0.00	
5 8 9 3 1	飲料(牛乳を除く・茶類飲料を含む) (卸売・小売)					6	0	0.00		
5 8 9 4 1	茶類(葉、粉、豆などのもの) (卸売・小売)					6	0	0.00		
5 8 9 2 1	牛乳 (卸売・小売)					5	0	0.00		
5 8 9 9 2	乳製品 (卸売・小売)					3	0	0.00		
5 8 6 2 1	菓子(非製造) (卸売・小売)					1	2	0.00		
5 8 9 9 9	他の飲食料品 (卸売・小売)					1	0	0.00		
6 0 2 3 1	陶磁器・ガラス器 (卸売・小売)					1	0	0.00		
5 8 9 6 1	米穀類 (卸売・小売)					5	0.00			
5 8 9 8 1	乾物 (卸売・小売)					3	0.00			
						0.00				
						0.00				
						0.00				
						0.00				

(2) 卸売販売額に占める本支店間移動の割合

卸売の年間商品販売額(代理・仲立手数料を除く)に占める本支店間移動の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

%	<input type="text"/> 本支店間移動とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振り替えを行った場合をいいます。
---	---

(3) 商品販売に関するその他の収入額

それぞれ該当する番号を○で囲み、「1 ある」の場合は、その収入金額を記入してください。

収入金額(年間)	収入金額の有無	収入金額(年間)							又は割合(%)		
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
①商品売買に関する仲立手数料收入	① ある <input checked="" type="checkbox"/> ② ない <input type="checkbox"/>									0.00	
②販売商品に関する修理料收入 (販売商品と同種商品の修理のみ)	① ある <input checked="" type="checkbox"/> ② ない <input type="checkbox"/>									0.00	

9 (3) ②販売商品に関する修理料收入

- 「②販売商品に関する修理料收入」には、商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合に、その修理料を記入してください(例:時計店で時計を販売するかたわら、時計を修理した場合の修理料收入)
- 金額での記入ができない場合は、第1面の⑧欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」の合計金額を100%とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。なお、修理料收入が商品販売額より多い場合は、割合が100%を超える場合があります。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

10 年間商品販売額等の販売方法別割合

①現金販売	②電子マネーによる販売	信 用 販 売			合計
③クレジットカードによる販売	④掛売・その他				
5 0	2 0	2 0	1 0	1 0	100%

・第1面の⑧欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」と「⑤小売の商品販売額」の合計値を100%(分母)として、それぞれの項目の占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。

9 年間商品販売額等

- 調査票第1面の⑧欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『分類表』の「卸売商品の分類一覧」又は「小売商品の分類一覧」の中から、年間商品販売額が多い順に分類番号、分類表の商品名及び販売金額（年間、万円単位）を記入してください。
- 取扱商品がどの分類に該当するか不明の場合は、同封の『分類表』の「卸売商品の内容例示」又は「小売商品の内容例示」を参照してください。
※同じ商品であっても、「卸売商品」と「小売商品」では分類番号及び商品名が異なります。
※取扱商品が15品目を超える場合は、調査票の内訳欄に記入せず、同封の「商品別補助用紙」に記入し、調査票と一緒に提出をお願いします。なお、「商品別補助用紙」は、「小売業」、「卸売業」の両面で構成されています。

9 (1) 年間商品販売額

- 金額での記入ができない場合は、第1面の⑧欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の合計金額を100（%）とした割合（小数点以下四捨五入）で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

9 (2) 卸売販売額に占める本支店間移動の割合

- 調査票第1面の⑧欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」のうち、代理、仲立手数料を除いた金額について記入してください。
- 卸売の年間商品販売額（代理・仲立手数料を除く）に占める自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある営業所などから、帳簿上、商品の振替えを行った割合を記入してください。

9 (3) ①商品売買に関する仲立手数料収入

- 「①商品売買に関する仲立手数料収入」には、他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行っている場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料を記入してください。
- D P E（現像、焼付、引伸）、宅配便取次などの受取手数料は含めません。
- 金額での記入ができない場合は、第1面の⑧欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の合計金額を100（%）とした割合（小数点以下四捨五入）で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

10 年間商品販売額等の販売方法別割合

- 「現金販売」とは、商品券、小切手、銀行振込、「②電子マネーによる販売」にかかるもの以外のプリペイドカード、デビットカード等による販売をいいます。
- 「電子マネーによる販売」とは、非接触型ICカードで利用前にチャージを行うプリペイド方式により販売（事業系、鉄道会社系、流通系等）したものをいいます。後払いのポストペイ方式により販売したものは、「④掛売・その他」に記入してください。
なお、スマートフォン決済のうち、利用前にチャージを行うプリペイド方式により販売したものは、ここに含めます。後払いのポストペイ方式により販売したものは、「④掛売・その他」に記入してください。
- 「クレジットカードによる販売」とは、支払い方法を問わず、クレジットカードを用いたすべての販売をいいます。
- 「掛売・その他」とは、クレジットカードによらない割賦販売、非割賦販売等をいいます。

11 小売販売額の商品販売形態別割合

第1面の⑧欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑤小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売(インターネット以外)	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計
80			14	6		100%

- ご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。
- 共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は、「その他」に含めます。

12 セルフサービス方式の採用

該当する番号を○で囲んでください。

① セルフサービス方式を採用している
(売場面積の50%以上)

② 採用していない

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
 ① 客が値札等により各商品の値段が分かるような表示方法をとっていること
 ② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
 ③ 売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

【セルフサービス方式に該当する例】
 総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ(100円ショップなど)など

12 セルフサービス方式の採用

- 「1 セルフサービス方式を採用している」とは、この事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。

- 消費者が値札等により各商品の値段がわかるような表示方法をとっていること
- お店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、消費者が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
- 売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、消費者が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

- セルフサービス方式に該当する例、該当しない例については、下表を参照してください。

1 セルフサービス方式に該当する主な例及び該当しない主な例

セルフサービス方式に該当する例	セルフサービス方式に該当しない例
<input type="radio"/> 総合スーパー <input type="radio"/> 専門スーパー <input type="radio"/> 衣料品スーパー <input type="radio"/> 食料品スーパー <input type="radio"/> 住関連スーパー <input type="radio"/> コンビニエンスストア <input type="radio"/> ドラッグストア <input type="radio"/> ホームセンター <input type="radio"/> ワンプライスショップ(100円ショップなど) <input type="radio"/> 大型カー用品店	×百貨店(デパート) ※百貨店のほか、商店街にある従来型の店舗形態を採用している事業所が該当します。 <衣服・身の回り品> ×呉服店、寝具店、毛皮コート店、作業服店、げた・草履店、かばん・袋物店、ネクタイ店、傘店 <飲食料品> ×米穀店、八百屋、果物屋、食肉店、牛乳販売店、お茶屋、乾物屋、和・洋菓子店、まんじゅう屋、つくだ煮店、豆腐店 <自動車・自転車> ×自動車店、二輪自動車(スクーターを含む)店、自転車店 <機械器具> ×家庭用電気店(家電量販店を含む) <その他> ×家具・建具店、ふすま・障子店、畳店、仏具・神具店、陶磁器・ガラス製品店、化粧品店、農業用機械器具店、種苗店、肥料・飼料店、ガソリンスタンド(セルフ形式を採用しているものも含む)、楽器店、コンパクトディスク(CD)店(音楽用のもの)、テレビゲーム・ゲームソフト店、カメラ店、時計店、眼鏡店、たばこ店、骨とう品店、宝石店、ペットショップ

11 小売販売額の商品販売形態別割合

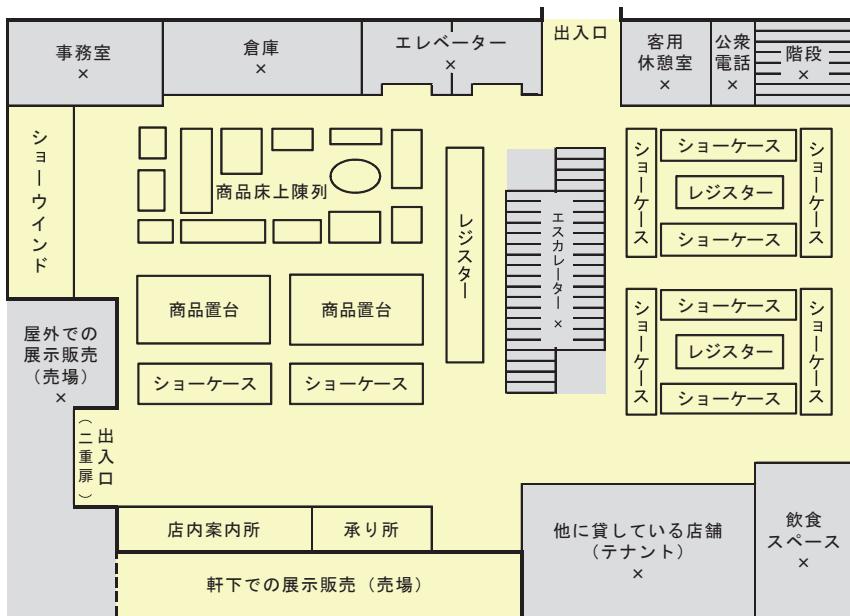
- 第1面の⑧欄「事業別売上（収入）金額」のうち「⑤小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。
- 自動車等の移動店舗やご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。
- 「訪問販売」とは、セールスマン、セールスレディ等が消費者の家庭などを訪問して商品を販売したもので。仮設会場での展示販売も含めます。
- 「通信・カタログ販売（インターネット以外）」とは、テレビ、ラジオ、カタログ等を用いて宣伝を行い、消費者から郵便、電話、FAXなどの通信手段により購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。（インターネットでの申し込み受付、販売は除きます。）
- 「インターネット販売」とは、インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。
- 「自動販売機による販売」とは、この事業所が管理している自動販売機により商品を販売したものです。
- 生活協同組合などの共同購入方式、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売したものは、「その他」とします。

2.セルフサービス方式か否か紛らわしい例

小売業種	セルフサービス方式に該当する例	セルフサービス方式に該当しない例
〈衣服・身の回り品〉 ・衣料用品 ・靴店	○衣料品スーパー ○靴量販店	×紳士服・婦人服専門店 ×主に対面販売を中心とした店
〈飲食料品〉 ・酒店 ・鮮魚店 ・パン屋 ・そう菜・弁当屋	○酒量販店 ○消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店 ○主にトレーを用いている店 ○消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店	×主に対面販売を中心とした店 ×主に対面販売を中心とした店 ×主に対面販売を中心とした店 ×主に対面販売を中心とした店
〈その他〉 ・金物・荒物店 ・日用品雑貨店 ・医薬品店 ・書籍店（本屋） ・文具・事務用品店 ・スポーツ用品店 ・釣具店 ・おもちゃ屋 ・花・植木店 ・中古品・リサイクルショップ	○ホームセンター ○ワンプライスショップ（100円ショップなど） ○ドラッグストア ○主に古本を取り扱う量販店 ○文具・事務用品量販店 ○対面販売を必要としない商品を中心とした店 ○釣具量販店 ○がん具量販店 ○園芸センター ○対面販売を必要としない商品を中心とした店	×主に対面販売を中心とした店 ×主に対面販売を中心とした店 ×調剤薬局、薬店 ×主に新刊本を取り扱う書店 ×古本店（量販店を除く） ×主に対面販売を中心とした店 ×スキー、ゴルフ、テニス用品等の対面販売を中心とした店 ×主に対面販売を中心とした店 ×主に対面販売を中心とした店 ×切り花等で主に対面販売を中心とした店（花屋、植木屋） ×主に家電・家具等の対面販売を中心とした店

13 売場面積

- 商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積を平方メートル単位で記入してください。敷地面積ではありません。
- 自動車等の移動店舗の場合は、荷台等の商品を陳列している場所を売場面積とします。
- 以下の事業所は、「○」と記入してください。
ガソリンスタンド、自動車小売業（新車・中古車）、牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）、畳小売業、建具小売業、店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機のみによる販売など）



売場面積に含めるもの

- 他から借りている店舗（テナント）及び売場
- 建物に付属して柱を建てて、隣との境界を板囲い（衝立、植木）等で明確に仕切って、付属売場として拡張使用しているスペース

売場面積に含めないもの

- ✗ 飲食スペース、屋外展示場、配送所、階段、エレベーター、エスカレーター、休憩室、事務室、倉庫等
- ✗ 他に貸している店舗（テナント）及び売場
- ✗ 商品を製造するための作業所（ただし、作業所と売場が分離できない場合は、便宜上売場に含む）
- ✗ 薬局の調剤室
- ✗ 住宅併用店舗における専ら生活のために使用している場所

(注) 売場図例の中の×印は、売場面積に含めないでください。

14 営業時間

- 牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）は、記入する必要はありません。
- 通信販売、インターネット販売については従業者の勤務時間、訪問販売については販売員などの出店・帰店時刻とします。
- この事業所が管理している自動販売機の稼働時間は営業時間とはせず、この事業所の営業時間を記入してください。

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

13 売場面積

印字されている場合、内容に変更ありましたら、二重線で消して修正してください。
単位は、平方メートル(1坪=3.3m²換算)で記入してください。(小数点以下四捨五入)

十万	万	千	百	十	一
			5	3	

平方メートル(m²)

- ・ 商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。
・ 店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）は、〇（ゼロ）を記入してください。

14 営業時間

該当する番号を〇で囲んでください。

「1 開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

① 開店時刻及び閉店時刻がある(24時間営業以外)

<開店時刻>

1 午前
2 午後

0 7 時 0 0 分

<閉店時刻>

1 午前
2 午後

0 5 時 0 0 分

② 終日営業(24時間営業)

【記入例: 営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】

<開店時刻>

1 午前
2 午後

1 0 時 3 0 分

<閉店時刻>

1 午前
2 午後

0 0 時 3 0 分

- ・ 正午は午後00時00分、夜中の0時は午前00時00分になります。
・ 訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。
・ 通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業者の勤務時間を記入してください。

15 店舗形態

この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ〇で囲んでください。

① コンビニエンスストア

② ドラッグストア

③ ホームセンター

15 店舗形態

- 該当する店舗形態がない場合は、〇囲みする必要はありません。
- **コンビニエンスストアとは**、飲食料品を中心に、セルフサービス方式により小売りする事業所で、売場面積が小さく、24時間又は長時間営業している事業所をいいます。
- **ドラッグストアとは**、医薬品、化粧品を中心にセルフサービス方式により小売りする事業所をいいます。また、「一般用医療品（医師の処方箋を必要としないもの）」を販売していること。調剤薬局は該当しません。
- **ホームセンターとは**、主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、住関連商品を品揃えし、セルフサービス方式により小売りする事業所をいいます。また、「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを販売していること。

備考

平成30年3月に店内改装を行い、売場面積が20m²広くなりました。

備考欄

- 平成30年に休業期間や売場面積の変更があった場合など、事業や販売活動について通常と異なることがあれば記入してください。

● 記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。（万円未満を四捨五入してください。）
- 「¥」記号は記入しないでください。

5 この事業所の主な事業の内容	『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。	
(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目	
● この事業所で行っている事業のうち過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。 印字されている場合、内容に変更ありましたら、二重線で消して修正してください。	● 左記(1)の主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。	
自動車の整備 産業機械の保守・修理サービス ①	① 自動車整備(車検代行、部品の交換・取付、故障修理) ② ③	産業用ロボット、自動組立装置の修理
(3) 事業の業態	(3) 業態コード	
● 上記(1)の主な事業の内容について、『調査票の記入のしかた』35ページに掲載されている「業態コード」を記入してください。	③	2 2
6 本所等の別		
● 本所等の別の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を一つ○で囲んでください。	① 本所・本社・本店 〔 経営全体を統括している事業所 〕	② 支所・支社・支店
● 一つの企業、団体に「本所・本社・本店」は一つだけです。		

7 事業所の売上(収入)金額																						
● 平成30年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額について記入してください(この期間で記入できない場合は、平成30年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>売上(収入)金額</th> <th>兆</th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.000</td> </tr> </tbody> </table>	売上(収入)金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円						3	0	0	0	0.000
売上(収入)金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円												
					3	0	0	0	0.000													
8 相手先別収入割合																						
● ⑦欄「売上(収入)金額」について、収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入を得た相手先</th> <th>①個人 (一般消費者)</th> <th>②個人以外</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入額割合 (%)</td> <td>9 0</td> <td>1 0</td> <td>1 0 0</td> </tr> </tbody> </table>	収入を得た相手先	①個人 (一般消費者)	②個人以外	合計	収入額割合 (%)	9 0	1 0	1 0 0													
収入を得た相手先	①個人 (一般消費者)	②個人以外	合計																			
収入額割合 (%)	9 0	1 0	1 0 0																			

7 事業所の売上(収入)金額

- この事業所の平成30年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額を記入してください。
- 企業内取引についても市価に換算して売上(収入)金額に含めてください。
 - ※ 平成30年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成30年を最も多く含む決算期間について記入してください。
 - ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 「会社以外の法人」の場合は、経常収益(事業利益)を記入してください。
- ショールームや連絡事業所などで、売上が発生しない場合は「0」を記入してください。

8 相手先別収入割合

- 調査票の⑦欄「事業所の売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。
- 「①個人(一般消費者)」
 - ・ 一般消費者から得た収入について記入してください。他の事業者・事業所から得た収入を含めません。
 - ・ 農林漁家から得た収入はここに含めます。
 - ・ クリーニング、デジタル画像のプリント又は写真(現像・焼付・引伸)などの取次業については「②個人以外」に含めます。
 - ・ 旅行業者から支払われた宿泊費などは「②個人以外」に含めます。
 - 「②個人以外」
 - ・ 民間の企業・団体や国、地方公共団体などの事業所との取引などによる収入について記入してください。
 - ・ 農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスはここに含めます。

5 この事業所の主な事業の内容

- ① あらかじめ印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、下記の記入例や3～6ページを参考にして、具体的に記入してください。
- 主な事業の内容の記入に当たっては、複数の事業を行っている場合は、平成30年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。
- ② 「(2) 生産品、取扱商品又は営業種目」には、「(1) 主な事業の内容」について、具体的な生産品、取扱商品、サービスの営業内容などを売上（収入）金額の多いものから3項目記入してください。

【記入例1】

自動車の整備を専業で行っていた事業所が主として産業機械の保守・修理サービスを行うようになった場合

自動車の整備 産業機械の保守・修理サービス	①	自動車整備(車検代行、部品の交換・取付、故障修理) 産業用ロボット、自動組立装置の修理
	②	
	③	

【記入例2】

主な事業の内容が「木造建築の一部請負」であった事業所が、主として各種建築物の改裝又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所となった場合

木造建築の一部請負 建築リフォーム工事	①	木造建築 リビングのリフォーム
	②	浴室のリフォーム
	③	キッチンのリフォーム

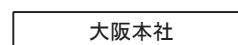
- ③ 「(3) 事業の業態」には、35ページ記載の該当する「業態コード」を記入してください。

- 必ず2桁で記入してください。

6 本所等の別

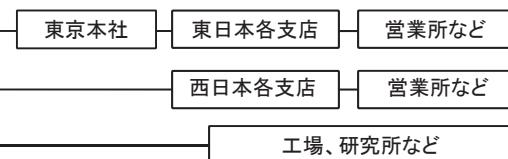
1. 本所・本社・本店

- 他の場所に、同一経営の支所等があって、経営主体全体を統括する事業所は、「本所・本社・本店」となります。
●1企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。



2. 支所・支社・支店

- 「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「支所・支社・支店」となります。
●下の例のように名称に本社とあっても、他の事業所から統括を受けていれば、「支所・支社・支店」となります。



- フランチャイズ・チェーン店の場合、フランチャイズ・チェーンの本部は別経営の事業所となるため、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。
● 親会社は「本所・本社・本店」ではありません。

業態コード一覧

産業	業態コード	事業内容
農業、林業 <動植物を飼育、栽培する事業、林木を育成、陸生動植物を採取する事業>		
	01	○庭作り ○花壇の手入れ ○養豚業 ○昆虫類飼育業 ○鳥獣の捕獲 ○昆虫類の採捕 など ×運動場や公園などの土木事業を伴う造成 ⇒ 「建設業【04】、【06】」
漁業 <水産動植物を採取、採捕する事業>		
	02	○漁業事業所からの請負で行う網の設置又は養殖場での餌まき など
鉱業、採石業、砂利採取業 <鉱物の掘採、採石、砂利を採取する事業>		
	03	○鉱物を探査するための地質調査 ○開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業 など ×鉱物以外の地質調査 ⇒ 「学術研究、専門・技術サービス業【17】」
建設業 <建設工事を行う事業>		
	04	○土木工事の施工額が、施工額全体の 80%以上
	05	○建築工事の施工額が、施工額全体の 80%以上
	06	○土木工事と建築工事の施工額がいずれも施工額全体の 80%未満
製造業 <製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業>		
	07	○製造して出荷又は卸売 ○製造して通信販売・ネット販売等で小売 ×製造して、その場所で消費者に小売 ⇒ 「小売業【13】」
	08	○他の業者から支給された原材料により製造・加工
電気・ガス・熱供給・水道業 <各資源エネルギーの供給を行う事業>		
	09	○自家発電による電力販売 など ×電気製品、灯油、プロパンガスなどの小売販売 ⇒ 「小売業【13】」
情報通信業 <情報の伝達、処理、提供などを行う事業>		
	10	○ソフトウェア業 ○映画・ビデオ・テレビ番組制作業 ○新聞社 ○出版社 ○広告制作業 など ×新聞、書籍等の印刷のみを行う事業 ⇒ 「製造業【07】、【08】」 ×広告代理店 ⇒ 「学術研究、専門・技術サービス業【17】」
運輸業、郵便業 <旅客や貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書郵便物を送達する事業>		
	11	○倉庫業(物品を保管することを業とする) ○運輸に関するサービス業(こん包、運送業務の代理など) など ×自家用倉庫 ⇒ その倉庫を管理する事業所の産業
卸売業 <購入した商品を別の業者に販売する事業>		
	12	○主として業務用に使用される商品を販売(事務用機器・家具、建設材料などを販売) ○手数料を得て、他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立 ○主として他企業の事業所(下請け先も含む)で生産・加工した物品を卸売 など
小売業 <商品を個人や家庭に販売する事業>		
	13	○製造して店舗で小売 ○調理済みの料理品を小売 ○ほかの事業所から仕入れた商品を店舗又は自動車等の移動販売により小売 など
	14	○仕入れた商品を店舗を持たずに通信販売・ネット販売・訪問販売で小売 など ×自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売 ⇒ 「製造業【07】」
金融業、保険業 <資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業>		
	15	○銀行 ○賃屋 ○賃金業 ○生命保険業 ○保険媒介代理業 など
不動産業、物品賃貸業 <土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業、物品を賃貸する事業>		
	16	○不動産の取引の代理・仲介 ○賃家業 ○駐車場業 など
学術研究、専門・技術サービス業 <学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業>		
	17	○法律事務所 ○公認会計士事務所 ○社会保険労務士事務所 ○デザイン業 ○獣医業 ○建築設計業 ○機械設計業 ○写真業 ○広告代理業 ○経営コンサルタント業 など ×広告制作業(印刷物、テレビコマーシャルなど) ⇒ 「情報通信業【10】」 ×写真現像業 ⇒ 「生活関連サービス、娯楽業【19】」
宿泊業、飲食サービス業 <宿泊場所を提供する事業、客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で飲食又は持ち帰りや配達により提供する事業>		
	18	○下宿屋、保養所 ○食堂 ○持ち帰り弁当屋 ○病院給食 ○施設給食 ○ケータリングサービス など
生活関連サービス、娯楽業 <個人を対象に日常生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業>		
	19	○クリーニング業 ○リネンサプライ業 ○理・美容業 ○浴場業 ○旅行業 ○冠婚葬祭業 ○フィットネスクラブ ○ゴルフ練習場 ○マージャンクラブ ○カラオケボックス ○駐輪場業 ○物品預り業 など
教育、学習支援業 <学校教育や教養・技能などを教授する事業>		
	20	○幼稚園 ○音楽教室 ○書道教室 ○生花教室 ○茶道教室 ○外国語会話教室 ○スポーツ教室 ○料理教室 など ×保育所 ⇒ 「医療、福祉【21】」
医療、福祉 <医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業>		
	21	○あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 ○歯科技工所 ○保育所 など ×調剤薬局 ⇒ 「小売業【13】」 ×獣医業 ⇒ 「学術研究、専門・技術サービス業【17】」
その他のサービス業 <他に当てはまらない営利事業、政治・経済・文化・宗教団体など>		
	22	○ごみ収集運搬業 ○ごみ処分業 ○浄化槽保守点検業 ○自動車整備業 ○機械修理業 ○電気機械修理業 ○表具業 ○家具・時計・履物修理業 ○設備保守・点検業 ○職業紹介・労働者派遣事業 ○ポスティング、サンプル配布 ○ビルなどの建物の清掃、保守、機器の運転 ○経済団体(実業団体、商工会議所など) ○労働団体(労働組合、職員組合など) ○学術・文化団体 など

参考 1 事業所とは

ここでいう事業所とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が

- ①単一経営主体のもと（グループ企業は含めません）で
- ②一定の場所を占めて
- ③従業者と設備を有し
- ④継続的に行われているもの をいいます。

同じ組織であっても、場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれ別の事業所とします。

管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

●事業所の例



●本所・本社・本店（本社等）とは

他の場所に同一経営の支社等があつて、経営全体を統括している事業所をいいます。

○ 同一経営主体となる例	× 同一経営主体とならない例
<ul style="list-style-type: none">・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店・フランチャイズ・チェーンの加盟店を経営する事業主（企業）が経営するすべての店舗など	<ul style="list-style-type: none">・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店（別経営）・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所・百貨店やスーパーなどと消化仕入（売上仕入）契約を結んで、出店している売場

●支所・支社・支店（支社等）とは

本社等の統括を受けている事業所のうち、従業者を有し、事業・活動が行われている場所をいい、「支所・支社・支店」のほか、営業所、出張所、工場、配送センターなどもいいます。

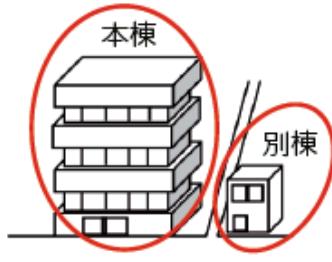
事業所とする例、事業所としない例

- 他の会社など別経営の事業所から派遣されている人の中で貴社の事業活動が行われている場合も、貴社の事業所とします。
 - 貴社が他社から業務を請負って、他社の工場などの中に、一定の場所を占めて業務を行っている場合、その部分は貴社の事業所とします（指定管理者制度により施設管理を受託しているような場合も同様です。）。
 - × ビルやダムなどの建設現場にある詰所等は、事業所とはしません（管理している建設会社の事業所に含めます。）。
 - × マンションの管理人室や、テナントなどが入居するビルの管理人室は、場所が離れていても、原則として別の事業所とはしません（それらを管理している管理会社などの事業所に含めます。）。
 - × 国及び地方公共団体などの行政機関に在駐している記者クラブは、単一の事業所とはしません（管理している報道機関などの事業所に含めます。）。また、空港など行政機関以外に在駐している場合も、特段の報道機材を持ち込んでいなければ事業所とはしません。
- ※ マンションやテナントなどが入居するビルの管理人室、行政機関に在駐している記者クラブが1事業所として調査票が配布されていた場合には、当該事業所調査票の備考欄に「管理人室」、「記者クラブ」と記入してください。

参考2 事業所の区切り方について

- ① 事業所は、原則として、場所（同一区画）ごとに、それぞれ別の事業所としますので、道路を隔てた別棟において事業を行っている場合は、それぞれ別の事業所とします。
- ② 同じ建物でも入口が完全に異なっている場合は、別の場所にあるものとみなして、それぞれ別の事業所とします。
- ③ ただし、近接していて、経営諸帳簿が一緒で分けることができない場合は、1つの事業所とします。
※経営諸帳簿とは、賃金支払台帳、売上台帳、現金出納帳、出勤管理簿などをいいます。

① 本棟と別棟は、それぞれ別の事業所



② 入口が異なっているのでそれぞれ別の事業所



③ 経営諸帳簿が一緒に分けることができないので1つの事業所



- ・同一ビルの中に同一会社の本社と支社、営業所などがある場合は、それぞれを別の事業所とします。
※部や課などの単位で1つの事業所とはしません。

- ・また、本社、支社などが複数階にまたがる場合でも、階では区切らずに、本社、支社などの単位ごとに1つの事業所とします。
※部や課などの単位で1つの事業所とはしません。



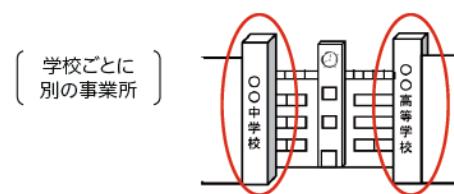
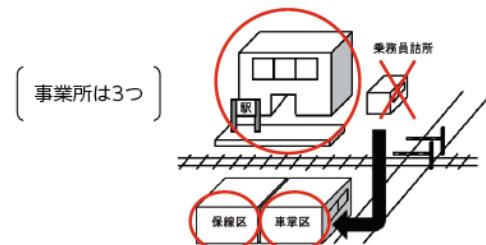
この例の場合、
A社の事業所は3つ
(本社、支社、営業所)
B社の事業所は1つ
C社の事業所は1つ
となります。



この例の場合、
A社の事業所は3つ
(本社、支社、営業所)
B社の事業所は1つ
C社の事業所は1つ
となります。

区切り方の特殊な例

- 鉄道などによる運輸業は、管理責任者のいる場所ごとに別々の事業所とします。
 - ・ 鉄道業で、同一構内に、駅、車掌区、保線区、電力区などがある場合は、それぞれ別の事業所とします。
 - ただし、駅長、区長など管理責任者の置かれていない機関は、そこを管理する責任者などのいる事業所に含めて1つの事業所とします。
- 同一区画に高校と中学校など2つ以上の学校がある場合は、学校の種類ごとに別々の事業所とします。
 - また、大学に併設されている附属病院や研究所も、それぞれ別の事業所とします。
- テナントとして出店している場合は、出店元の企業の事業所とします。
 - ただし、百貨店などと消化仕入（売上仕入）の契約を結んで、出店している売場については、出店先の百貨店に含まれるため、出店元の企業の事業所とはしません。



調査票へのご記入ありがとうございました

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、
最後にもう一度、ご確認ください。

- 調査票の記入方法などについて、ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

経済センサスー活動調査 試験調査 実施事務局



0120-941-344 (通話料は無料です。)

受付時間：午前9:00～午後6:00
(土日祝日もご利用できます)

※ おかげ間違いのないようお願いいたします。

I P電話などで上記番号に接続できない場合は、03-6825-4066におかけください。
(この場合、通話料がかかります。)